

山口市人材確保のための新サービス等構築支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、雇用課題の解決のための新たなサービスの構築等を行う事業者に対して補助金を交付することで、中小企業者の雇用課題の解決や求職者の就業ニーズに合った情報を提供することにより、人材不足の解消を図り中小企業の成長・発展をもって、本市及び山口県央連携都市圏域（以下「圏域」という。）全体の産業振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者

イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体（信用協同組合を除く。）

(2) 山口県央連携都市圏域 山口市、宇部市、萩市、防府市、美祢市、山陽小野田市及び島根県津和野町で構成する連携中枢都市圏

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

(1) 山口市内に主たる事務所を有する中小企業者であって、かつ引き続き同一事業を6ヶ月以上営んでいる者（ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。）

(2) 補助対象事業が補助対象者にとって新分野の事業として認められる者

(3) 市税を滞納していない者

(4) 地方自治法第92条の2及び第142条並びに第166条第2項の規定に該当しないこと。

(5) 山口市からの指名停止措置を受けていないこと。

(6) 暴力団などの構成員がいないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

(1) 圏域の中小企業が抱える雇用課題の解決につながるもの

(2) 事業開始後のサービスを利用する圏域内企業のうち山口市内で20社以上確保できる見込みがあり、事業開始後の継続性や発展性が認められるもの

(3) 申請事業は1企業につき1提案とし、少なくとも3年以上継続して事業を実施する計画であること。

(4) 過去に本補助金の交付を受けた事業と類似した事業でないこと。

(5) 国、県の補助金を受けて実施する事業でないこと。

2 補助対象事業を実施する期間は、第7条第2項の規定による認定を受けた日から当該認定を受けた年度の2月末日までとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1に掲げる経費のうち、市長が補助対象事業の実施に必要かつ適当と認めた経費とする。ただし、消費税及び地方消費税に相当する額は除く。

(補助金の交付)

第6条 市長は、補助対象者に対して、予算の範囲内において、補助金を交付する。

2 補助対象者に交付する補助金の補助率及び補助限度額は、別表2のとおりとする。ただし、補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象事業の認定)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、山口市人材確保のための新サービス等構築支援補助金募集要項に従い、山口市人材確保応援補助対象事業認定申請書(別記様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 収支計画書
- (4) 定款及び登記事項証明書又はこれに代わるもの(個人事業者の場合は、開業届出書の写し及び住民票)
- (5) 直近の事業年度分の決算書又はこれに代わるもの
- (6) 市税の滞納のないことの証明
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、山口市人材確保応援補助金交付審議会(以下「審議会」という。)の評価結果に基づき、認定する補助対象事業(以下「認定事業」という。)には山口市人材確保応援補助対象事業認定通知書(別記様式第2号)、却下する補助対象事業には山口市人材確保応援補助対象事業認定却下通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により補助対象事業を認定する場合において、必要と認められる条件を付すことができる。

(認定の辞退)

第8条 前条第2項の規定による認定を受けた補助対象者(以下「認定事業者」という。)は、認定事業を中止、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、山口市人材確保応援補助対象事業認定辞退届出書(別記様式第4号)により、その旨を市長に届け出なければならない。

(補助金の交付申請)

第9条 認定事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、当該認定事業が終了した後、速やかに山口市人材確保応援補助金交付申請書(別記様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 認定事業の経過並びに成果を証する書類及び写真等
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第10条 市長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、決定事項及び交付金額を山口市人材確保応援補助金交付決定通知書(別記様式第6号)により、また、適当でないと認めたときは、山口市人材確保応援補助金不交付決定通知書(別記様式第7号)により、それぞれ通知する。

(補助金の請求)

第11条 認定事業者は、前条に規定する補助金交付決定通知書を受領した後、速やかにその写しを添えて本市の指定する請求書を市長へ提出する。

2 市長は、請求書を受け取った後、30日以内に当該認定事業者に補助金を交付する。

(審議会の設置)

第12条 市長は、申請された事業について評価を行うため、審議会を置くものとする。

2 審議会の組織、運営その他の必要な事項は、市長が別に定める。

(財産の管理及び処分)

第13条 認定事業者は、認定事業により取得し、又は効用の増加した設備等(以下「設備等」という。)のうち、1台につき50万円以上のものを、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ、山口市人材確保応援補助金財産処分承認申請書(別記様式第8号)により、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をした認定事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部に相当する金額を市に納付させることができるものとする。

3 認定事業者は、設備等について、認定事業が完了した後も適正に管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(関係書類の整備)

第14条 認定事業者は、当該補助の収支に関する帳簿及び書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保存しなければならない。

(認定の取消し)

第15条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

(1) 事業開始日から起算して3年以内に事業を止めたとき。

(2) 認定及び補助金の交付に際して付した条件に違反したとき。

(3) 補助金の申請に偽りその他不正行為があったとき。

(4) その他この要綱に違反したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消した場合、補助金の交付を停止し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(報告及び調査)

第16条 市長は、必要と認めるときは、次の各号に掲げることについて報告を求め、又は調査することができる。

(1) 認定事業の実績

(2) 認定事業の収支、決算

(3) 認定事業の内容

(4) その他市長が必要と認めること。

2 認定事業者は、事業終了後3年を経過するまで毎年認定事業の成果を山口市人材確保応援補助対象事業成果報告書(別記様式第9号)により市長に報告しなければならない。

(成果の公表)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、認定事業の成果について認定事業者に公表させることができる。

2 認定事業者は、前項の規定により成果の公表を求められた時は、これに応じなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年8月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

補助対象経費	
区 分	内 容
謝 金	専門家技術指導謝金 (補助対象経費の 10%を超えないもの)
旅 費	専門家技術指導旅費 (補助対象経費の 5%を超えないもの)
需 用 費	印刷製本費、資材購入費、通信運搬費、賃借料、消耗品費
直 接 人 件 費	事業に直接従事する者の研究開発等に関する業務に係る人件費 (補助対象経費の 20%を超えないもの)
研 究 開 発 費	(1) 原材料、副資材の購入に要する経費 (2) 機械装置等の購入、製作、借用又は修繕に要する経費 (補助対象経費の 50%を超えないもの) (3) 外注加工費
調 査 費	市場ニーズ調査、特許、先行技術調査、法律調査等を専門家に依頼する場合に要する経費
委 託 費	研究開発等の委託に要する経費 (補助対象経費の 30%を超えないもの)
そ の 他 諸 経 費	市長が必要と認める経費 (食糧費等の個人消費的経費を除く。)

※補助対象経費に消費税及び地方消費税に相当する額は含まない。

別表 2 (第 6 条関係)

補助率	補助対象経費の 3 分の 2 以内
補助限度額	3 0 0 万円